

契約結果

1 契約担当課

こども未来局こども青少年支援部こども青少年施策調整担当

2 業務名

ヤングケアラー・ピアサポート等相談支援事業

3 履行場所

受託者が定める広島市の特定の場所。ただし、関係機関との連携が取りやすい立地であり、相談者のプライバシーの保護が図られるスペースを有すること。

4 入札方式

見積り合わせ

5 業務概要

ヤングケアラーは、認知度が低いことや家庭内のデリケートな事情であること、本人や家族に自覚がないことなどから、支援が必要であったとしても表面化しにくく把握が難しいことに加え、学業や進路選択への影響が指摘されていることから、早期発見に努め、関係機関と連携しながら、本人やその家族への支援につなげる必要がある。

このため、ヤングケアラーの支援について知見を有する相談員を配置し、必要に応じて家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施するとともに、進路相談や就労支援を実施することでヤングケアラー等の支援に資することを目的とする。

6 業種

問わない（応募資格要件有）

7 契約期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日

8 紙・電子区分

紙

9 見積書の微取日時

令和7年6月26日

10 決定状況

決定

11 決定業者及び決定金額

社会福祉法人 広島修道院

5,249,200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 477,200円）

12 見積業者及び見積金額

11に同じ

13 隨意契約によることとした理由

本業務は、公募によりヤングケアラー・ピアサポート等相談支援を実施する事業者を選定し、ヤングケアラーの支援について知見のある相談員を配置し、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施するとともに、進路相談や就労支援を実施し、ヤングケアラー等の支援に資することを目的とするものである。

ヤングケアラーへの支援に知見を有する相談員が、進路や就労を含めた相談・支援を行う必要があるため、事業者の選定にあたっては、候補者の運営体制、業務の履行能力等を十分に吟味することが望ましいため、最も優れた者を選定する公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、1者から提案書が提出され、「ヤングケアラー・ピアサポート等相談支援事業プロポーザル審査委員会」において審査した結果、本市が求める水準に達していることから当該事業者を受託候補者として特定し、随意契約を行うものである。